

第 5946 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 4月27日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 少額減価償却資産の取扱い

**Q**：少額の減価償却資産は、どのように取り扱われますか？

**A**：10万円未満、20万円未満、30万円未満で取扱いが違います。また、中小企業等だけに認められているものもあります。

### 【解説】

少額減価償却資産を取得し、事業の用に供した場合は、次のように取り扱われます。

- ① 取得価額が10万円未満の減価償却資産  
取得価額が10万円未満又は使用可能期間が1年未満である減価償却資産を事業の用に供した場合において、その取得価額相当額を事業の用に供した事業年度で損金経理したときは、その全額が損金の額に算入されます。
- ② 取得価額が20万円未満の減価償却資産  
取得価額が20万円未満の減価償却資産について、一括償却を選定したときは、損金経理をした金額のうち次の損金算入限度額に達するまでの金額について損金の額に算入されます。  
$$\text{一括償却対象額} \times \text{当期の月数} \div 36$$
- ③ 取得価額が30万円未満の減価償却資産  
中小企業等が、取得価額10万円以上30万円未満の減価償却資産を取得して、事業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において損金経理をした金額のうち年300万円までの金額について損金に算入することができます。

